

都市共和国の伝統を継受する 専制帝国

啓蒙の歴史叙述とピョートルの改革

角 田 俊 男

2010年12月

The Institute for Economic Studies
Seijo University

6-1-20, Seijo, Setagaya
Tokyo 157-8511, Japan



都市共和国の伝統を継受する専制帝国

啓蒙の歴史叙述とピョートルの改革

角 田 俊 男

序論	タキトゥスの伝統から啓蒙へ 共和主義と専制
第1章	ピョートルの改革をめぐるヒュームとヴォルテール
第2章	ギボンによるビザンツ帝国と西欧の比較史
第3章	カラムジン ロシア啓蒙における専制による改革と都市共和国の伝統
結論	啓蒙の計画と共和主義の専制批判の伝統

序論 タキトゥスの伝統から啓蒙へ 共和主義と専制

18世紀啓蒙の時代のフランスとイギリスの歴史家そして彼らから影響を受けたロシアの歴史家が、ピョートル大帝の改革をどのように評価していたかを明らかにすることを通じて、政治制度と啓蒙・文明化の関連という問題を考えたいことができるだろう。啓蒙の史家が古典的な模範として依拠した古代の史家の一人、タキトゥスは自由な共和政から元首の専制政治への変容を分析したので¹⁾、このタキトゥスの伝統を思想史的なコンテキストにして、自由と専制の政治制度への関心から、彼らは文明化に適合した政治体制という同時代の課題に取り組んだものと考えられる。タキトゥスの叙述には隷属的な元老院のように形骸化した共和政を偽善的に保持する専制権力が見られるが、絶対権力と啓蒙の文明化という矛盾をはらんだ関係にも偽善的な二重性を指摘できるだろう。

1) タキトゥスは例えば、アウグストゥスの権力掌握について「民衆を穀物の無償配給で、世界を平和の甘美でもって、籠絡してしまうと、着々と地位を高め、ついに元老院と政務官と法律の機能を、一手に収攬する」(『年代記』国原吉之助訳、岩波書店、上14頁)と述べ、さらにティベリウスの「自由の仮面」の政略により「いっそう恐ろしい圧政へと、将来急変することになる」(同書92頁)と予告し、自由な制度と精神が形骸化し、ローマから離れた属州の軍団が皇帝を選出する軍事専制に向かう時代を叙述する。

ピョートル大帝の改革は、彼の後世の啓蒙思想家に対して、啓蒙の進歩と拡大に関する理論的な問題を提起することになった。彼らは西欧を越えて啓蒙を広げる試みとして、このロシアの専制君主による文明化の強制を受け入れるか、あるいは西欧の社会進歩の歴史を基準として、西欧化を強制した政治権力を東方の野蛮な専制と批判するかした。さらにこれらの啓蒙思想家の応答に対して、ロシアの思想家も対話を始め、自国での啓蒙の受容のあり方を反省するようになった。

ロシアの文明化²⁾をめぐる18世紀啓蒙の論争を検討することは、各国の政治体制を文明の進歩の条件として考察することを意味する。これは専制国家における啓蒙の強制が可能か、という問題にもつながる。異なる政治制度がどのような文化的作用を及ぼすと考えられたかを明らかにしよう。封建制度や法の支配に由来するヨーロッパの自由がヨーロッパ文明についての啓蒙史家の「世界市民的」アイデンティティを形成し、それと対比されて他者としてのロシアの専制と野蛮のイメージが形成される。ロシアの文明化の問題は、西欧の文明と国制についての啓蒙の歴史認識を明らかにしてくれる。このような西欧の啓蒙の歴史とアイデンティティに対して、ロシアの啓蒙は両義的な対応を余儀なくされたのではないだろうか。

文明化について自由な共和国³⁾や絶対君主政のような異なる政治体制の観点から議論されたことが啓蒙思想に特徴的である。本論の第一章で取り上げるのは、ヴォルテールの『ピョートル大帝下のロシア帝国の歴史』で、彼は絶対権力を文明化の原動力として評価する。ヒュームの文明史が示す社会の進歩と比較しながら、ヴォルテールによるロシアの文明化の歴史を検討しよう。「文明化された君主政 *civilized monarchy*」という概念によってヒュームがフランス君主政の文明性を再評価したことから、ヴォルテールとの差はないように見

2) 啓蒙思想において、文明化 (*civilization*) が「緩慢な歴史的過程」と「政治的な計画」という異なる意味を持つようになったことについては、次の研究を参照。Gianluigi Goggi, 'The Philosophers and the Debate over Russian Civilization' in Maria Di Salvo and Lindsey Hughes (eds.), *A Window on Russia: Papers from the V International Conference of the Study Group on Eighteenth-Century Russia, Gargnano, 1994*, Rome: La Fenice Edizioni, 1996, p. 303. 啓蒙と君主政・専制の関係については、Derek Beales, 'Philosophical Kingship and Enlightened Despotism,' in Mark Goldie and Robert Wokler (eds.), *The Cambridge History of Eighteenth-Century Political Thought*, Cambridge: Cambridge University Press, 2006, pp. 497-524 が概説している。

3) ここでの共和国はイングランドのような制限君主政も含む。

えるが、しかしロシアの改革への評価に着目することで、ヴォルテールの楽観的期待とは対照的な懐疑的姿勢をヒュームに見出せるのであって、両者の違いは明らかになる。ピョートルの国家政略についてのヴォルテールの叙述とヒュームの社会進歩の哲学的歴史は対照的で、啓蒙の歴史叙述の方法からもヒュームのピョートル批判を検討できる。ヒュームの批判の基礎には、封建時代から絶対君主政時代への習俗の変化を追究するヒュームの歴史があって、それがロシアと区別する歴史的コンテクストを西欧に与えていることを見るであろう。

ヨーロッパ的な視野を持ちながら、ヒュームの『イングランド史』は基本的にイングランドの国制を主要な関心とする政治史 (civil history) であった⁴⁾。そして偏狭なイングランド愛国心を越える世界市民としてのヒュームへの評価は、彼の「文明化された君主政」概念によるが、それは専らフランス絶対君主政を対象とするものであった⁵⁾。つまりヒュームの政治学、歴史学はヴォルテールが直接ロシアを対象としたのと比べると西欧に限定的である。ヒュームの後、ギボンが『ローマ帝国衰亡史』の後半で東方ビザンツ帝国に向かったとき、啓蒙の史学はその関心を東方へ拡大した。第2章はギリシアとラテン世界の比較史としてギボンを読む。そこではヒュームの文明史の理論が適用されていることを見るだろう。後に「啓蒙専制」や「啓蒙絶対主義」と呼ばれる啓蒙の言説の流布に対して、それに批判的な思想はローマ帝国の歴史を背景として形成されていたのではないか。これは自由な共和国を文明の基礎として、帝国の専制政治への変化に文化の衰退を見るタキトゥスの歴史叙述の伝統であり、また自由な共和国と東方の野蛮な専制帝国を対比する伝統である。この伝統の受容がロシア評価にも働いていると言えるだろう。

ピョートルやエカチェリーナによる改革の結果として、18世紀後半から口

4) J.G.A. Pocock, *Barbarism and Religion, Narratives of Civil Government*, Cambridge: Cambridge University Press, 2000, ii259.

5) フォーブズによる「文明化された君主政」のテーゼは、Karen O'Brien, *Narratives of Enlightenment* (Cambridge: Cambridge University Press, 1997) によってヴォルテールからギボンまでの史家を啓蒙のコスモポリタンの歴史学と一括する議論に展開された。しかしこうした解釈は前の注のポコックで批判されている。本論もピョートル改革への歴史的な評価においてヴォルテールとヒュームを対比するものであって、啓蒙の史学をコスモポリタンののみ概括するのは単純化であろう。もちろんヒュームとフランス思想の関係は研究され、豊かな成果を生んでいることは、例えば次の論文集を参照。Carl Wennerlind and Margaret Schabas (eds.), *David Hume's Political Economy*, London and New York: Routledge, 2008.

シアにも啓蒙が移植され、ニコライ・カラムジン(1766 - 1826年)はそうした東方の境界での啓蒙思想家の代表の一人と言えよう。第3章で彼のロシア史やロシアの文明化についての評言を、ピョートル改革及びそれへの英仏の思想家の評価へのロシア側からの応答として考えよう。カラムジンは世界市民的な文明化の変革だけでなく、ロシア史の愛国的な史観においても、共通の啓蒙の価値観を受容していたことを見るだろう。ヴォルテールがロシアの文明化を賞賛したのは、ヒュームやギボンが識別したロシアとヨーロッパの歴史的背景の差異を見落とした、安易な学芸の普遍性論であるようにも思えるが、カラムジンにまで共通の啓蒙の思想が届いていることも確認できるだろう。そしてロシアの帝政を弁明しながら、他方でロシア古代の都市に共和主義の自由を見出そうとする両義的な姿勢は、彼が、スコットランドの史家やギボンと並んで、模範としたタキトゥスの伝統をロシア史に適応させたものと解釈することができるだろう。

一次史料とその略号

David Hume

E: *Essays Moral, Political and Literary*, ed. Eugene F. Miller, Indianapolis: Liberty Fund, 1987.

H: *The History of England*, 6vols., Indianapolis: Liberty Fund, 1983.

Voltaire (参照は同時代の英訳を用い、括弧にページのみ示した。原書の参照箇所は原語の引用とともに原書のページのみ示した)

Histoire de L'empire de Russie sous Pierre le Grand, Les oeuvres complètes de Voltaire, eds., Michel Mervaud, Ulla Kölving, Christiane Mervaud, and Andrew Brown, Oxford: Voltaire Foundation, 1999, vols.xlvi,xlvii.

The History of Peter the Great, Emperor of Russia, trans. Tobias Smollett, London: Scott, Webster, and Geary, 1836.

Edward Gibbon

The History of the Decline and Fall of the Roman Empire, ed. J. B. Bury, 7vols.,

London: Methuen, 1909.

:
, 2008, . xvii142-209.

M: *Karamzin's Memoir on Ancient and Modern Russia*, ed. and trans. Richard Pipes, Ann Arbor: The University of Michigan Press, 2005.

:
, 1998–2005, . i-xii.

F: 'Foreword to History of the Russian State,' in *Russian Intellectual History: An Anthology*, ed. Marc Raeff, New York: Humanity Books, 1999, pp. 117–124.

: ' ,'
, 2008, . xvii, 81-87.

LC: 'Love of Country and National Pride,' in *Russian Intellectual History: An Anthology*, ed. Marc Raeff, New York: Humanity Books, 1999, pp. 107-112.

:
, 2005, . xiii.

L: *Letters of a Russian Traveller*, trans. Andrew Kahn, Oxford: Voltaire Foundation, 2003.

第1章 ピョートルの改革をめぐるヒュームとヴォルテール

モンテスキューとヒュームに見られるように、1740年代にトルコ、古代ローマ帝国と並んでロシアを一つの指示対象とする専制批判の言説が流布していた。これは法の支配による市民的自由を保障する西欧の君主政とアジアの恣意的な専制を対比するものであった。ヒュームの評論や歴史においては、この専制批判で西欧の自由を際立たせるために、ピョートルは断片的に言及される程

度であって、批判的な懐疑を示してその改革は簡単に片付けられていて、ロシアは主要な関心であったとは言い難い。こうした思潮に抗して、1750年代終わりから60年代にかけて、ヴォルテールはピョートルのロシアについて浩瀚な歴史書を書いた。「啓蒙専制」「啓蒙絶対主義」は後の概念であって、同時代としてはモンテスキューもヒュームもヨーロッパの穏和な「文明化された君主政」とアジア的な野蛮な専制とを区別するという思想を持っていた。ピョートルへのこの専制批判の先行する同時代の意見に対してヴォルテールの歴史は十分な反論となったのだろうか。

まずヒュームの政治制度と文明化の関連についての見解を概観し、ヴォルテールと比較する。ヒュームにとって英国のような自由な国制（制限君主政）の利点は商業や文化の生成発展の制度的条件となるというのが基本的な想定であったが、しかし近代の法の進んだ知識はフランスのような絶対君主政にも移植し成長させることが可能とする点で、これらの体制の違いは文明化の条件としては相対化される（E115, 124）。法の形成は困難で自由な国制でのみ可能としたが、他方でその後、法の維持や移植は容易と見ていたことが、絶対君主政を「文明化された君主政 *civilized monarchy*」として支持する根拠であった。この点でヒュームの「文明化された君主政」はモンテスキューの君主政と特に異なるものではない。政体を問わず自由な国家の本質は「人ではなく、法の支配 *a government of laws, not of men*」（E94）であって、それによる一般民衆の自由が学芸の生成をもたらすのであった。

法の模倣と移植の可能性からすれば、他国から法が専制国家にも導入される改革の楽観的な展望が得られるだろうが、ヒュームは法が徐々に生成する一国の歴史過程により関心があるようで、この問題には取り組まない。法の支配はヨーロッパの絶対君主政にまでしか広がらず、専制は文明の制度と分けられている。ピョートルの改革はこの専制の例として軽く批判的に触れられるのみで、「文明化された君主政」には含めていない。ヒュームはピョートルの天才とヨーロッパの技芸への熱意は認めながら、法に抑制されない彼の恣意的な裁判をトルコ的、つまりアジア的専制と批判する。「そうした慣行が彼の国民を文明化する彼の他の努力といかに反対であるか彼は分らなかった。恣意的な権力はあらゆる場合に抑圧的で墮落させるものだ」（E116）。ヒュームは西欧化自体は支持するのであって、問題はその目的と適合しないピョートルの専制的な手段

であった。文明化の計画を専制権力が強行するのは逆効果であった。近代の君主政への評価と対照的に、専制は文明の進歩に破壊的な権力のあり方だった。「野蛮な民族の間に確立された純粋な専制 a pure despotism がその固有の力と活力によって洗練化することは不可能である」(E125)。法の支配による自由な君主政と専制の違いは絶対的で、文化の移植の原理にも関わらず、ヒュームの文明論でこの国制の違いは本質的であった⁶⁾。専制は野蛮から文明に進むには、法の導入により自己を否定して絶対君主政か自由な国家に改造しなければならない。よって「啓蒙専制」という後世の概念はヒュームには理解できない矛盾したものだったのであろう。フランスの「文明化された君主政」を支持するのはその絶対主権が、恣意的権力ではなく、法の支配をもたらし保持しているからで、彼の啓蒙や文明は市民的自由と切り離せないものであった。この限りで彼の啓蒙の文明は、王やその宮廷の栄華だけに限定されない、社会的拡がりをもつ理解であっただろう。

ヒュームにおいて法の支配は政治論だけでなく、文明論でも重要な概念であることが確認された。この概念が英国とフランスの異なる国家制度を文明国として承認させるのだが、「文明化された君主政」は、比較政治とともに彼の英国史の発展段階論も構成する。第1段階がそれで、法の支配により領土一円に安定した秩序を確保する政治権力をもつ政治社会であり、チューダー朝国家において到達された。第2段階は名誉革命後に確立される混合政体、制限君主政で、自由な政体の完成である⁷⁾。

恣意的な専制権力と法の支配が、ヒュームの文明の国制論における基本的な対立であった。そこからヒュームのピョートル改革への批判的な懐疑の論理が読み取れる。ヒュームの理解する西欧の国家権力は先行する慣習やそれに依拠する中間集団（貴族や自治都市など）により制約されるので、全く自由な主権と

6) 関連して、政治社会を改善する商業の力は、その社会の制度、習俗、気候などが大きな相違を生み出すので、相当程度制限されているというのが、ヒュームの認識であっただろう。商業はあくまでこれら多数のコンテクストの中で作用する。これについては次の論文を参照。Paul Cheney, 'Constitution and Economy in David Hume's Enlightenment,' in Wennerlind and Schabas (eds.), op.cit., pp. 229, 230.

7) 犬塚元『デイヴィッド・ヒュームの政治学』東京大学出版会、2004年、246頁。同書はヒュームの理解した共和主義の本質を徳から制度に明確に移す。その際経済論は切り離されるが、徳よりも国制に着目することは、近代の英国国制が、古代共和国の徳だけでなく、商業にも適合していると評価する経済論とつなげられるのではないだろうか。

いうことは原理的に認められない。後述するように、ヴォルテールの権力は自由に慣習を改造する活動的な原理である。そして社会と文化を創造する君主の権力の栄光に注目するヴォルテールに対して、ヒュームは決定要因として社会構造に着目していく。ここからより普通の民衆の民生への関心が強くなる。

ヒュームの歴史叙述では近世西欧の絶対君主政において「君主は事実上法と同一で」、封建貴族に代わる主権の確立とは法の支配に他ならず、「法律の実行を推進し、法廷の権威を拡張した」(Hiv383, 4)。さらに絶対君主政により確立される法の支配を社会的に開始したのが中世都市であって、都市とその商業はヒュームが西欧の歴史的な特性として強調する自由の要因である。自治都市はピョートル的な上からの西欧化に欠如している民衆からの改善の運動を示す。ヒュームによれば「この[封建諸侯による]暴力的な統治システムを妨げた最初の出来事は、イタリアで始まりフランスで模倣された慣行で、共同体と法人 communities and corporations を立て、特権と別個の自治政府 municipal government を付与するものであった。これは諸侯の圧政に対する保護を与え、君主自身も尊重することが賢明と考えた」(Hiv522, 3)。

都市への注目に示される民生の重要性はヒュームの政治経済思想の特徴で、方法論とも関わるが、ピョートル改革批判の論拠を提供しているので、特に着目する必要がある。西欧化を民生への効果において評価する視点は、ピョートルの改革が多数の国民に広く改善をもたらさなかったので限られた影響しか持たなかったことを指摘するだろう。この民主的な方向はヒュームの政治学の方法論と関係しているだろう。人事は次のように二分される。

少数の人に依存することは、大部分が偶然や隠れた不明な原因に帰することができる。多数の人から生じることは、一定の知られた原因によって説明がつくことが多い。(中略) 国家の国内や漸進的な変化の方が、外国や暴力的な変化よりも、推論と観察の適切な主題であるに違いない。後者は通常一人によって引き起こされ、一般的な情念と利益よりも気まぐれ、愚行、移り気から影響を強く受ける。(E112)

これは権力で伝統社会の拘束を突破するような政治主導の劇的な変革よりも長期的な社会変動に注目する姿勢である⁸⁾。この傾向は一定の地域での制度の生

8) 二種の説明は政略の個別的な政治活動の歴史叙述と習俗の長期的な変化の叙述と対応するであろう。前者は新古典主義的、タキトゥスの「権力の秘密 *arcana imperii*」の叙述であ

成などの説明にはよいが、ピョートルの西欧化の説明には適さないだろう。ヒュームの政治はここでの一般的な原因を無視するのではなくて、それに制約されるかそれを尊重する。恣意的な権力による急激な変革は国内政治には適合的ではない。それは人々の共通の生活を構成する社会原因を崩壊させようからである。

恣意的な権力の行使への批判は商業論からも読み取れる。そこで人間の本性にそった自然なコースに逆行する個人の利益を犠牲にした公権力の強化という古代共和主義を批判する。

主権者は見出したままに人々を理解しなければいけない。彼らの原理と思考方法に暴力的な変化を導入すると主張することはできない。長い時間の流れが、多様な偶然と状況とともに、人事の様子をかくも多様化させている大きな変化を生み出すのに必要である。そして特定の社会を支える原理が不自然であればあるほど、その原理を高め育成するさいに立法者は困難に直面するだろう。彼の最善の政策は人々の普通の性向に従い、性向が受け入れる限りでの改善を全て与えることである。さて最も自然なコースによれば、生産と技芸と商工業 industry and arts and trade は主権者の権力を臣民の幸福とともに増す。そして個人の貧困により公権力を増大する政策は暴力的である。(E260)

これは反産業的な古代共和主義の偏見を改革するヒュームの議論を明確に示す。ピョートルの近代化は、人間の自然なコースである生産活動・産業の奨励を目指す目的の方向はヒュームと同じだが、習慣で形成された性向に無理な改造を強いる点では、その手法が古代共和国と同じ無理な暴力と批判されるだろう。自然なコースという規範は穏健な改革の指標にはなるが、現実の多様な人間性の現れを無視する改革計画を強制するものではない。前近代的な意見の存続をヒュームが支持することはないだろうが、臣民個人を貧困にするような軍事権力の増強には反対であろう。生産活動の条件となる法の支配の改善から着手す

り、後者は啓蒙の哲学的歴史である (Pocock, op. cit., ii184)。タキトゥスの叙述は専制の時代の政略を対象として、彼の主題は文明の長期的進歩とともに、民主的、貴族的な共和主義の国制とも区別され、自覚的に彼はティベリウスやセイヤヌスの圧政の恐怖という「千篇一律の事例」を叙述する(『年代記』上272, 3頁)。ヒュームの視座からは、文明は長期的な歴史進歩で、その過程で法の支配と穏和な習俗・政治が徐々に出現していく。この過程の反対は恣意的権力の暴政である。

べきという勧告となるだろう。社会の意見・習俗の改善というよりも暴力的な破壊と特徴づけられるピョートル改革をヒュームは専制として批判するが、彼の専制はアジアの専制とは次の点で区別されるとも言える。すなわちアジア的専制はその強大な印象に反する実質的な脆さがヒュームにより指摘されるが⁹⁾、ピョートルの改革は産業の近代化、軍事官僚組織の法的な規律化により実質的にも強力な専制を生み出す試みであった。

ヒュームの社会構造の分析は自由な国家(共和政)、絶対君主政、専制が社会の面でも異なることを明らかにする。彼によれば、自由な国家において市民は選挙で民衆の支持を必要とするためそれを獲得すべく、「勤労、能力、知識によって有益である」ことを示そうとする(E126)。自由な国家はこうして市民の間の生産的な競争を利用できるので、上位者の愛顧に依存するため社交術の洗練が奨励される絶対君主政や自由や所有権を欠き臣民の精神が恐怖に沈む専制よりも、生産活動の奨励に優位であろう。ピョートルの専制による近代化ではこの自由な国家の市民の活力は否定されていた。

絶対君主政と専制の社会的な相違も専制国家の文明化に不利に働く。専制は社会を平等な隷属状態に引き下げるが、「文明化された君主政」は多層的な服従関係の連鎖からなる複雑な社会を形成する。

文明化された君主政では君主から農民まで依存の長い連鎖がある。それは所有権を不安定にし、民衆の精神を消沈させるほどは偉大ではなく、各人にその上位者を喜ばせようとし、身分と教養のある人々に最も受け入れられる模範によって自己形成しようとする性向を生みだす。(E126, 7)

近代の習俗の洗練はここで「慇懃さ *gallantry*」(E131)の原理を発展させた宮廷貴族に主に帰されている¹⁰⁾。貴族はその下位の人々の模範となり、社交と趣味の洗練は社会の下方へ浸透していく。「身分と教養のある人々」の周りに中間集団が形成され、それは近代国家との提携に入り協力するだろう。近代国家の特質についてはここでラエフの研究を参照しよう。彼によれば、ヨーロッパの「ポリス国家」はピョートルの改革のモデルであって、臣民が合理的な規律を受け入れ民間の中間集団を通して社会の近代化への発展に参与することを要請

9) Frederick G. Whelan, *Enlightenment Political Thought and Non-Western Societies: Sultans and Savages*, New York and London: Routledge, 2009, pp. 24-26.

10) 犬塚, 前掲書, 263, 4頁。

した¹¹⁾。ヒュームの「文明化された君主政」は「ポリス国家」に適した社会を有していたと言えよう。対照的にロシア国家は政府から独立した貴族や庶民からの主導を期待することはできなかった。したがってピョートルは英国やオランダのような市民の勤労だけでなく、フランスの礼節を達成するような社会を期待できず、彼の政治権力で創出しなければならなかった。こうしてヒュームの政治制度と文明の議論からは、被治者と社会的条件の点でピョートルの改革に決定的な限界が示唆されるだろう。ヒュームがヴォルテールと違いこの改革に全く熱意を示さない理由は以上の論旨から説明がつくであろう。

ヴォルテールは一般に「啓蒙専制」の弁明者とされてきた。これに対して、法の支配と両立する絶対君主政と専制の区別が彼にはあったとする反論がある。彼は法の支配を自由と文明の基礎として信奉していたとされ¹²⁾、確かにピョートルについてもスウェーデン法から学んだ法改革を賞賛している(346)。しかし法の支配が専制への抑制となるということはロシアのピョートルの改革については言い難い。法自体が強制的に伝統社会変革の手段として押し付けられたからである。ロシア史において、モスクワ大公国の政治文化の伝統では習慣が原理で、これにピョートルの立法は挑戦し、住民の生活の全側面にわたって包括的に激変させることになった¹³⁾。法がむしろ専制権力の手段となっていたのである。体制の違いは西欧化での体制の強要の場合にはあまり意味をなさない。

さらにヴォルテール自身ロシアを西欧からは異化し、ロシアでは専制的な方法の適用を実際として認めてもいる¹⁴⁾。普遍的に見える文明化の拡張を称揚しながら、野蛮な習俗の差異を専制の正当化に利用する。上述したように、ヒュームの近代史では自由な国家と絶対君主政とは法の支配と商業文明化の点で接近し、ロシアは野蛮な専制として離され、ピョートルの専制的な行政は批判

11) Marc Raeff, *The Well-ordered Police State: Social and Institutional Change through Law in the Germanies and Russia, 1600-1800*, New Haven and London: Yale University Press, 1983, pp. 208, 213, 215. 法令により社会経済の近代化を押し進める、この17・18世紀の国家モデルは、公共の福祉によって国家理性を正当化する16世紀のタキトゥス主義を引き継ぐ。

12) Peter Gay, *Voltaire's Politics: The Poet as Realist*, New Haven and London: Yale University Press, 1988, p. 15.

13) Carolyn H. Wilberger, *Voltaire's Russia: Window on the East*, Oxford: Voltaire Foundation, 1976, p. 110.

14) Gay, op. cit., p. 180.

された。ヴォルテールはロシアを野蛮な専制とすることに同意したかもしれないが、それを批判するよりも、野蛮を文明化する専制的な立法者の改革を是認した。彼の政治学において文明は専制と両立しないものではない。ヒュームの文明論での制度論的な思考は、ここで皇帝の個人的な天才により取って代わられている。実際にヴォルテールの叙述はピョートル時代のロシア全体を西欧の啓蒙の理念に同化してはならず、特異な習慣に言及する。しかし野蛮な習俗や制度の残存と導入された西欧のそれらとの間の対立を軽視するのは問題である。彼はロシアの抑圧的な刑罰は、フランス人の習俗には衝撃的であっても、法の強制には必要であると述べている (382)。皇太子アレクシスの訴追と死は両国の違いを示す。ヴォルテールによれば、ロシアの刑法は私的な内面の感情までも刑罰の対象にする。彼はこれはフランスであれば認められないだろうと声明しながら、外国の法と習俗でロシアの法を判断することを拒否して、残虐な法慣行を受け入れる (308, 311, 316)。しかし、もし野蛮な司法が文化的差異として容認されれば、独裁的な治安行政もそれにより正当化され、選択的な西欧化は野蛮な専制を持続させるだろう。これは文明化の改革の成功へのヴォルテールの無批判な賞賛が偽りであることを証明するだろう。

法的な抑制に代わって、ヴォルテールの君主は文化的に規制されていたというのが、オブライエンの説である。彼女は「国家に一定の規則や一貫した形式を課する主権者の新古典主義的構想」と評される技芸の模範を君主権力への規制として強調する¹⁵⁾。この解釈では普遍的な技術学芸がヴォルテールの歴史学の中心概念とされ、コスモポリタンの歴史と特徴づけることになる。しかし、植民地的支配での自由の強制と同様に、犠牲の強制を伴う文明の技芸の導入が、皇帝権力への抑制として働くというのは、その犠牲になるロシア農民にとって、詭弁でしかないだろう。

ヴォルテールのロシア史にはピョートル改革への批判的な評価が不十分であったと言わざるを得ない。それはロシア側から依頼され、史料の提供を受けて執筆した当時の政治状況など彼の動機から説明できる部分もあるだろうが、歴史学として見れば、彼の史観が習俗や精神の変化に着目しながら、依然として

15) O'Brien, op. cit., pp. 39, 40. コスモポリタンの歴史という彼女の啓蒙の歴史叙述解釈に対して、ポコックは習俗の変化を、連続した歴史を持つ各国の法・宗教のシステムの変化のコンテキストにおいて見る政治史 (civil history) を啓蒙史学に見出す (Pocock, op. cit, ii159)。

それを変容させる担い手は「偉大な君主」としていたことに求められるだろう¹⁶⁾。新古典主義の文化的な模範は、君主権力の抑制というよりも、君主権力による設計的な啓蒙の強行を正当化することで、君主権力の推進と見るべきなのではないか。これらは、正しいモデルに従った啓蒙の計画を実行する君主権力という、啓蒙の権力との結びつきを言うのであろう。習俗の歴史はその洗練文明化の方向からヨーロッパコスモポリタニズムの歴史と特徴づけられようが、これではピョートルの文明化への批判は出てこない。ポコックは習俗の歴史だけでは不十分で、その変化を連続した歴史をもつ一国の法・宗教システムの変化のなかで見ると政治史が必要だと述べる。この点がスコットランドの啓蒙史家にとり先駆者ヴォルテールの不満な点で、この国家制度の歴史と習俗を組み込んでいくことがヒュームらの歴史の意図となり、またこの点でピョートル改革により批判的な観点を持つことになる。

ヴォルテールのピョートル史は権力の抑制ではなく、権力の激しい行使による文明化の計画とダイナミズムを積極的にとらえていると思われる。「彼はあらゆるものを新たに建てた。社会の通常の事柄に至るまで、彼の作品でないものは何もなかった」(347)。ピョートルの政治は改革よりもユートピアの革命と表現されている。「今や技芸があらゆる面で繁栄し始めた。手工業は促進され、海軍は増強され、陸軍はよく装備された。そして法律が適切に実行された」(379)。ヴォルテールにとって文明化が国家による政治秩序の普及と一体であったことが、彼の用語から読み取れる。ピョートルの立法者による野蛮な歴史からの文明への突破は ‘policer’ (xlvi524) [英訳は ‘civilize’ (56)] と ‘policé(e)s’ (xlvi508, 510) [英訳は ‘civilized’ (47) および ‘well-governed’ (48)] と表現されているので、文明化は「ポリス国家」の作用という想定があり、国家から独立した都市の市民社会における自生的な進歩の過程ではなかった。また文明化は技芸の拡大など文化面に限定された変化でもなかった。政治権力による統合が文明の本質的基礎であったのだ。西欧での絶対主義国家の確立、イングランドでのチューダー朝が「文明化された君主政」の開始であるが、ヴォルテールにおいてそれとピョートルの改革は対応する。ヴォルテールはピョートル以前のロマノフ家の皇帝がロシアの文明化を試みたことに触れるが、「ピョートルが生まれ、ロシアは文明国になった a civilized state」(48)¹⁷⁾と結論する。

16) Pocock, op. cit., ii76.

文明化を敢行した偉大な立法者というヴォルテールの描くピョートル大帝のイメージはその文明化に関して矛盾している。一方で既に発達した技術・学芸を西欧から導入できる後進国の優位が指摘される。「ロシア人は非常に遅く来た。しかし技術は彼らの間に十分に完成した形で導入されたので、他のどの国も彼ら以前に500年要したところを50年でそれ以上の進歩をなすことができた」(33)。他方でより不利な野蛮状態から文明化を開始しなければならないピョートルの大きな困難さが強調される。

他の君主は、文明化されて久しい諸国を支配しているのだから、次のように述懐するだろう。

もし人が、自分自身の天才のみを支えとして、古代スキタイの極寒の風土でこうした偉大な事を成し遂げられたとしたら、多くの時代の蓄積された労苦が進歩を非常に容易にしている王国で、我々から期待できないことは何かあるだろうか。(391)

二つの評言ともその意図はピョートルの成果と功績を他の王よりも高めることで、比類ない栄光を読書に印象づけることであつたらう。

ヨーロッパの長期的な進歩の歴史とロシアの急激な西欧化は、文明化の二種類の歴史叙述を示唆する。ヴォルテールは習俗のマクロ的な歴史の先駆者でもあり、それは啓蒙の歴史叙述として、キリスト教と蛮族による古代ローマ帝国崩壊から文明の回復までの千年の文明史を創作した¹⁷⁾。しかし彼のロシア史は社会習俗の進歩と洗練は、皇帝の行動のコンテキストではなく、彼の政治活動が意図し達成する成果であった。ピョートルが野蛮な習俗の歴史を飛び越えるので、個別的な政治のダイナミズムが習俗の哲学的歴史を圧倒すると言えようか。このために彼のロシア史は戦争と外交を主とした新古典主義的な政治叙述であった。

さらにヴォルテールの詳細にわたる列举はヨーロッパの「ポリス国家」の包括的な改革の領域を示す。政治制度から人民や兵士の規律、インフラ整備、諸産業、学芸に及び、政策は都会生活に関わるものも含み、住居の規制、乞食の排除、必需品の物価統制、ペテルブルクの街灯、消防ポンプ、歩道など多岐にわたる(255, 325, 379)。周知のようにペテルブルクの建設が彼の西欧化政策の具

17) 原語では 'la Russie fut formée' (xlvi510).

18) Pocock, op. cit., ii72, 3.

体化であった¹⁹⁾。こうした列挙は生活の現実の改善という啓蒙の目標をよく示すので、ピョートルの文明化にヴォルテールの啓蒙の理念を上塗りした表現かもしれない。しかしヴォルテールの記述はピョートルを賞賛するために多くの項目に言及するのみで、それらの個々に彼がどの程度コミットしたか、この改善に民衆がどれだけの犠牲を払ったかについても検討すべきであったろう。ヴォルテールが必要な批判や不都合な事実への言及を避けて、改革の成果を理想化する傾向はよく指摘される。例えば、ペテルブルクの描写はピョートルの治世のそれではなく、世紀中庸の完成された様子が混入されているという²⁰⁾。過去の近代国家建設に後世のロシア啓蒙の展開を投入したことからすると、ヴォルテールの歴史が啓蒙思想により歪曲された理想的な英雄の歴史であったことを否定できないだろう。「新法典は裁判官全員に、命令においてその法典から逸脱したり、一般法の代わりに彼ら自身の私的な意見を立てたりすることを、極刑をもって禁止した」(347)と評価するのは、先述のように、ヒュームがピョートルの司法をトルコの専制と批判したのと対照的である。

ヒュームの民生への関心と比べると、ヴォルテールは民衆の受けた莫大な犠牲と彼らの反感に直面していないようである。改革への反対は反動的な貴族や聖職者の党派と迷信として片付ける傾向がある(104, 115)。ピョートル改革は貴族の啓蒙に限られがちで、新貴族は彼の新国家に奉仕する支配エリートで、その結果、国家と支配層から多数者の民衆は取り残され、ロシア国民は分断された²¹⁾。ヴォルテールが北方戦争の勝利後にロシアが「商業国家からなるヨーロップ共和国」へ参加したこと、そしてロシアの中国との交易により一層商業が

19) 1718 - 1720 年におけるピョートルの地方再編で、ペテルブルクは地方行政の広範囲に拡大した計画のための、スウェーデンをモデルとした実験となった。収税と基本的な治安維持だけでなく、公衆衛生、ごみ収集、火災予防、建築物規制、道路と橋の保守、公共道德の監視にも関与した (James Cracraft, *The Revolution of Peter the Great*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2003, p. 143.)。

20) Michel Mervaud, Ulla Kölving, Christiane Mervaud, and Andrew Brown, Introduction, their (eds.), *Les oeuvres complètes de Voltaire, Histoire de l'empire de Russie sous Pierre le Grand*, Oxford: Voltaire Foundation, 1999, xlvi261.

21) ラエフ (Raeff, op. cit., p. 217) によれば、民衆は「困惑し、意気消沈し、不満げに退却することで反発をした。変革の目的は彼らには理解できず、新たな慣行は見慣れないもので、苛酷な扱いと重い負担に帰結するだけであるように思われた」。他に次の研究も参照。Raeff, *Origins of the Russian Intelligentsia: The Eighteenth-Century Nobility*, San Diego, New York and London: Harcourt Brace, 1966, pp. 35, 6.

拡大したことを感嘆したとしても²²⁾、そうした楽観的な国際展望はロシアの農奴には関連性がなかつただろう。西欧文明の拡大が世界史の崇高な計画となり、具体的な犠牲はこの理念によって正当化されるものと除外されたのかもしれない。新首都建設や習俗意見の変更など、自然と人間本性とは改造された。この暴力性をヴォルテールは認識したが、容認した。「彼はあらゆる方法で海でも陸でも、臣民と彼自身の本性に無理強いをした。しかし彼が強制したのはただ本性をもっと悦ばしく高貴に変えるためだけであつた」(388)。この方法はヒュームが各時代に優勢な慣行を統治の基準にしながら改善を模索したことと反対である。以上からすれば、ヴォルテールの「公共の幸福 *'la félicité publique'*」(xlvi 867) 概念には、歴史的判断の基準として懐疑的である必要があるだろう。

第2章 ギボンによるビザンツ帝国と西欧の比較史

この章ではギボンの『ローマ帝国衰亡史』の古代後期から中世の東ローマ帝国と西欧の比較史を読み、文化の進歩や交流についての彼の叙述がヒュームの学芸の生成と進歩についての原理の適用であることを見るだろう。ヴォルテールにとり、技術学芸は政治制度に関わらず、普遍的に適用できるもので、ロシアの文明は西欧の文明と質的な違いはなく、単に時間的に遅く到達しただけであつた。ヒュームにとり、自由な国制と絶対君主政とは、法の支配として接近しながら、それぞれ固有の影響を文化に及ぼす。第1, 2原理は共和国における学芸に、第3, 4原理は絶対君主政における学芸に関係する²³⁾。ヨーロッパの絶対君主政が進歩し、自由な国制に近づくにつれ、それとロシア専制の差は大きくなる。ヒュームの関心は主にイングランド国制とフランス絶対君主政に向いていたので、ヴォルテールを批判的に継承する、東方へ広がった関心を持

22) Pocock, op.cit., ii78.

23) 第1原理は自由な共和国でのみ学芸の生成は可能とする。第2原理は学芸の進歩の好適な条件として国際関係が商業と連合により文化交流に開かれ多数の国民の間に競争があることを説く。こうした自由な国際関係は共和国と表現される。他方、第3原理は絶対君主政でも共和国からの移植で学芸の進歩が可能とする。第4原理は学芸が完成に達した後の衰退の局面を扱う。ギボンが第2と第4の原理をラテンとギリシア世界の比較に展開することを見るだろう。これらの原理はヒュームの評論「技芸と学問の生成と進歩について *Of the Rise and Progress of the Arts and Sciences*」(E111-137) で展開されている。

つ啓蒙の歴史叙述をギボンに求めよう。彼のローマ史の後半は東ローマ帝国の周りの民族と地理を記述して、18世紀の東欧についての影響力ある説明であった²⁴⁾。東方の専制における文化の変化の歴史的説明をギボンは与えている。彼はヒュームの第3,4原理を用いて、古代共和国からの古典主義学芸の受容とその後のビザンツ帝国の専制のもとでのその停滞と衰退を説明した。さらに彼はビザンツ文明を封建制後の西欧と対比している。後者にはヒュームの第1,2原理が適用されている。

最初にギボンの『衰亡史』の読者は、この著作全巻を通じ一貫して折りあるごとに共和政ローマの自由の精神と自由の国制が呼び起こされているのにきつと気付くであろう。この自由の規範は帝国の墮落の度合いを判断する基準として意図されているようである。ヒュームは近代の絶対君主政とイングランドの制限君主政を古代共和国よりも進歩した体制として評価する。ギボンもこのスコットランド啓蒙の近代文明評価を受け入れるのであるが、しかし帝国史において形骸化して失われていく古代の自由への志向性がより強く表現されているようで、共和主義の遺産からますます離れていく専制帝国の絶対権力批判により固執しているように思われる。ヴォルテールに見たような専制君主の栄光を中核とする文明論とはギボンの考える文明は共和主義的自由によって大きな隔たりがある。フランスの絶対君主政が近代の市民的自由、学芸と商業の繁栄と洗練された礼節によって政治的自由の喪失を必ずしも埋め合わせていなかったことは、ギボンが「その損失を名誉と人間性の精神で埋め合わせ、絶対君主への服従を現在軽減し威厳あるものにしていく」(ch. 38, iv152) という表現に風刺的な含意があると読めることで伺われる。ギボンは共和主義的自由に基礎をもたない学芸に真正さを認めることを拒否し続ける。ヒュームの第3原理は絶対主義から否定的な意味合いを軽減させたが、ギボンの歴史においては共和国から君主政へ移植された学芸は成長するよりは、ヒュームの第4原理のように衰退していく傾向がある。

自由な共和国から移植された学芸の衰退の偉大な例がビザンツ帝国によって与えられている。この帝国はヨーロッパとオリエントの二分法には納まらず、ローマ帝国であり、東方の文明も混入していた。それはギリシアの学芸が専制

24) Larry Wolff, *Inventing Eastern Europe: The Map of Civilization on the Mind of the Enlightenment*, Stanford: Stanford University Press, 1994, p. 296.

国家にどのように受容されたかを興味深く例証する。さらにこの帝国はロシアの形成にも大きな影響を与えたことは、ギボンが「ロシア人はギリシア人から彼らの政治・教会の政策の大部分を借用してきた」(ch. 48, v211) と述べている。ローマ共和国のこの部分的にアジア的な嗣子は啓蒙の精神におけるロシアの西欧化の評価を研究する我々に有意味である。

概して、ビザンツ帝国とその史書へのギボンの見方は否定的で、世界に革命を引き起こす東方の勃興する諸民族の挑戦を受けるという受動的な役割しかビザンツに与えていないように見える。彼がこの帝国の叙述を持続するのは、コンスタンティノープルがそれを侵略しようとする新興民族の叙述に全体としてのまとまりを与えるからであるという (ch. 48, v183)。彼はビザンツを「虚弱さと悲惨さの単調で退屈な変わることはない話」「隷属的な悪徳の死んだような不変性」と特徴づけ、「原因と出来事の自然なつながりが頻繁の性急な変転で破壊されるだろう」とも述べている (ch. 48, v180, 1)。進歩のない不変性も頻繁な宮廷の政変のような矮小な偶発的变化もともに、有意味な因果的説明としての歴史を受け付けられないという意味に取れるだろう。よってウマーズリーの解釈するように、1776年の最初の巻の出版から1781年そしてビザンツを扱う1788年の出版に進むにつれ、ギボンは一般的な因果法則に歴史を還元する啓蒙の哲学的歴史から遠ざかり、奇妙な特殊な事実の歴史主義的な同感的理解に移行したと言えるかもしれない²⁵⁾。

しかし啓蒙の歴史学の一般法則化から歴史主義へという変化の図式を適用する代わりに、啓蒙の歴史学自体が新古典主義的な政治史の伝統と習俗のマクロ的変動を扱う哲学的歴史という二つの叙述の要素から成っていたことを想起すれば、個人の意志や活動が出来事の原因とならない世界で、永続的な持続の不変性のブラックホールに無差別に吸収されてしまうとすれば、ビザンツで不可能になるのは哲学的歴史というよりも個々の政治活動の新古典主義的叙述の方であろう。さらに偉大な個人の意図が帝国の不変の持続に何の影響も与えないとすれば、意図せざる結果としての説明、偶発性や多様性を飲み込んでしまう不変の構造的な原因を解明する長期的な哲学的歴史が要請されるかもしれない。この構造的な原因は専制の一般的な作用として説明されているのではないだろう

25) David Womersley, *The Transformation of The Decline and Fall of the Roman Empire*, Cambridge: Cambridge University Press, 1988, pp. 200-202.

か。進歩ではなく、持続か衰退の哲学的歴史がギボンによってビザンツの専制のメカニズムを解明するために創出されたと考えられる。

ここからビザンツ帝国の持続についてギボンの具体的な記述に向かう。ヒュームの第3原理は、文化の移植による発展の条件として、フランスの君主政がその法制度の改善を通して自由な共和国に近づくことを示した。共和国から専制帝国への体制の変化によって技芸学問が受ける効果の説明にこの原理は拡大して適用される。ギボンはこの帝国が民衆の自由と所有権の保証もなく墮落していくことを見出すとともに、技術学問の残存も認める。技術学問は移植され、いかなる体制でも根付きうるからであろうか。アルカディウス帝治世（395 - 408年）のビザンツを次のように記述する。

あの帝国の人口の多い諸国は技芸と学問、奢侈と富の座であった。そしてその住民はギリシア人の言語と習俗を横領し、ある真実らしさをもって、人類の最も啓蒙された文明化された部分と自称した。統治形態は純粹で単純な君主政であった。ローマ共和国の名称は、自由のかすかな伝統を長く保存してきたが、ラテン属州に限られていた。そしてコンスタンティノープルの君主はその民衆の隷従によって彼らの偉大さを計った。君主はこの受動的な気質があらゆる精神の能力をいかに弱らせ墮落させるか知らなかった。臣民は意志を主人の絶対的な命令に委ね、蛮族の攻撃に対して生命と財産を守ること、迷信の恐怖から理性を防衛することも等しくできなかった。(ch. 32, iii379, 380)

この一節は専制が学芸の発展を阻害することを論証し、その文化の受容の残照が表面的なものに過ぎないことを示唆する。中世ヨーロッパにおいて文明の摇篮であった法の支配にローマ法の果たす役割は重要だが、共和政の遺産であるローマ法は専制帝国において効果を失い、皇帝の恣意が正義の実行から公平性を奪った(ch. 44, iv481)。その結果所有権は不安定で民衆は活動的な生産活動の精神を持たなかった。専制のもとでも存続する商業と学芸は進歩の展望を欠いていた。このようにギボンは専制を共和政が育成した文化の破壊者と批判する²⁶⁾。この専制批判からはピョートルの専制による文明化は下からの独立した

26) ただしギボンは専制帝国にも産業を奨励する個別政策を認める。例えば、特定産業の免税は「自由な政策のある徴候」で(ch. 53, vi75)、また第4回十字軍による征服後のヴァタケスの再建政策も評価されている(ch. 62, vi476)。

協力を期待できない以上、困難な企画であると思われよう。

しかしギボンはその膨大なビザンツ史の中で相対的に評価する姿勢も示す。

11世紀のコムネノス朝の全盛期の情勢を次のように叙述する。

同じ皇帝たちが、キリスト教圏の全君主の中で、彼らが最大の都市、最も豊富な収入、最も繁栄し人口の多い国家を持っていると、尊厳と真理をもって主張できるだろう。(中略)ユスティニアヌスの時代から東帝国はその以前のレベル以下に沈みつつあった。破壊の諸力は改善のそれよりも活動的だった。戦争の惨禍は政治と教会の専制のより永遠の悪によって悪化した。蛮族から逃れた捕虜は主権者の大臣により収奪され収監された。ギリシアの迷信は祈りで精神を弛緩させ、断食で身体をやせ衰えさせた。多数の修道会と祝祭は多くの人手と日々を人類の世俗的な奉仕から逸らした。しかしながらビザンツ帝国の臣民は未だに諸国民のうちでより器用で勤勉だった。彼らの国は自然により土、気候、状況のあらゆる有利さに恵まれていた。そして技芸を支え回復させるのに、彼らの根気ある平和な気質はヨーロッパの好戦的な精神と封建制の無秩序よりも有益だった。(ch. 53, vi71, 2)

専制の批判者ギボンにとり、経済や文化に破壊的な状態は専制だけでなく、ローマ帝国衰亡後の封建社会の方がより大きな阻害要因であった。衰亡史には政治と宗教の専制とともに野蛮による封建的無秩序も批判の対象であった。むしろビザンツの穏和な習俗が西欧の封建制と比べて商業や文化に有益であるという認識は注目すべきである²⁷⁾。東方の専制と文明を結びつける専制帝国の統一秩序が可能にした平和な習俗の評価は、自由な好戦的都市共和国とは別の商業の政治条件を示唆する。

ギボンは、ヒュームと同様に、封建制の無秩序な戦争状態が生産活動、庶民の民生に及ぼす破壊性に批判的である。フランク人の中で「封建的無秩序の時代には農業と技術の道具は流血の武具に改造された。政治と教会の社会の平和な職業は廃止されたり腐敗されたりした」(ch. 53, vi103)。ヒュームの文明化の

27) 確かにギボンは専制帝国での繁栄の持続の説明で、自然な経済成長と違う、権力による人為的な操作も指摘する。帝国権力が富を属州から首都へ集中させたために、繁栄の外見が保持されたという。「専制の原理が国家を首都へ、首都を宮殿へ、宮殿を君主へ収縮させた」(ch. 53, vi77)。しかし住民の気質への着目は繁栄の内在的な説明を提起する。

原理は自由と絶対主義の政治制度の対立に着目していた。ここでは平和と戦争の対立から、ギボンは好戦的な封建制は平和な生産活動の技術の好適な条件ではなく、ビザンツ専制帝国は平和秩序を広く提供する限りで、一定の商業発展の条件となったと考える。さらにヒュームの原理では関心は技芸の生成と進歩にあり、技芸の衰退は単に完成に到達した段階での、後進者の野心を挫くという技芸内在的な心理的説明であったが、ギボンは文明の衰退や停滞を専制帝国の政治と教会との関連で歴史叙述として大きな規模で詳細に物語った。文化進歩と停滞は、ヒュームの第4原理では進歩から完成に到達後、停滞に移行するという同一の過程の段階であったが、ギボンではこれがローマの共和政から帝政の政治変化と合わせて叙述されている。異なる体制での文化の相違として分類できるだろう。つまり自由な国家は技芸の生成、絶対君主政では移植された技芸の進歩を持つが、東方の専制は技芸の存続と停滞を持つ。基本的にビザンツ専制に批判的であるが、ギボンはそれが穏健な志向性を庶民に育成し、商業と技芸の存続と両立可能と理解していた。

ビザンツ帝国と同様に、封建制についても、ギボンは批判と評価の両方を示す。彼は封建制をヨーロッパ特有のもののみならず、ビザンツの専制とヨーロッパ封建制とは各々の欠陥が他方の長所と対応していることで、両者の比較が両者の批判を明確にしている。国家秩序への統合を欠く封建制の悲惨な内乱状態はビザンツの平和な秩序と対照的とされたことは既に見たが、他方で封建領主の独立と自由はビザンツの隷属と迷信と対照をなし、後者の退廃の批判につながる。ヒュームは憲政の自由の封建的起源を抑えて表現したが、ギボンは「同意」に基づく封建的服従に見出される「政治的自由」を躊躇せずに賞賛し、「エルサレム法令集 the Assise of Jerusalem」にフランク人によって十字軍の王国に移された「封建制に漲る自由の精神」の具体化として言及する。貴族は仲間を裁き保護するために国王の法廷に出席し、そして特にギボンが強調するのだが、都市の自治体と都市市民の法廷が形成され、平民を封建的圧政から解放するのに寄与した (ch. 58, vi329-334)。封建法に市民的自由の起源があり、封建社会の身分や自治都市など中間集団からなる複合性がヨーロッパの自由の原理であるという認識があり、その上に立つヨーロッパの絶対君主政の権力は真に絶対的ではなく、ビザンツやロシアの東方の専制とは異質であるという判断につながるだろう。つまりヴォルテールの表面的な普遍文明の想定とは異なり、

ロシアの西欧化政策を安易には賞賛できない歴史背景の違いについての深い歴史理解をギボンのローマ帝国史から学ぶことができよう。

ギボンのビザンツ文化批判は完成に直面した技芸の衰退を説明するヒュームの第4原理の拡大と見ることができる。彼の断定的な見解では、隷屬的で退廢的なギリシア人は創造的な精神を継承しないで、古代の学芸を継承したので、「10世紀に及ぶ変動の中で、人類の尊嚴を高め、人類の幸福を増進するようなただ一つの発見もなされなかった」(ch. 53, vi112)。

さらにこの文化的衰退の原因を探求するとき、ギボンは国際的な競争に関するヒュームの第2原理に注で言及している(ch. 53, vi114, note 121)。ヒュームの原理を応用した次の引用文で、ギボンは諸国民間の文化交流という観点から見た、古代共和国から古代後期の世界までの文化発展の概観を与えている。ビザンツの孤立と廃退は古代ギリシアと近代ヨーロッパの競争による進歩と比較されている。

活動と観想の生活のあらゆる追求において、国家と個人の競争は人類の努力と改善の最も強力な原動力である。古代ギリシア都市は結合と独立の幸福な混合に置かれていて、それは近代ヨーロッパの諸国によって、大規模にしかし緩やかな形で、繰り返された。つまり言語、宗教、習俗の結合が諸国民を相互の長所の観察者と判断者にするとともに、政府と利害の独立が個別の自由を主張し、栄光の生涯において卓越性を追求するように奮起させるのである。ローマの状態はそれほど有利ではなかったが、国民性を定めた共和国の初期には、同じような競争がラティウムとイタリアの国家間でかきたてられ、技芸と学問で彼らはギリシア人の教師に追いつくか追い越そうと熱望した。皇帝たちの帝国は人間精神の活動と進歩を抑制したことは疑いもない。帝国の偉大さは実際に国内の競争にある程度の余地を与えたかもしれないが、それが、最初に東方へ、最後にギリシアとコンスタンティノーブルへ徐々に収縮していったとき、ビザンツの臣民は隷屬的で怠惰な気質に墮落した。これは彼らの孤立し隔離された状態の自然な結果であった。北方から彼らは人間という呼称もほとんど付与しないような無名の蛮族に圧迫された。もっと洗練されたアラブ人の言語と宗教はあらゆる社会的交流に乗り越え難い障害となった。ヨーロッパの征服者はキリスト教信仰の彼らの兄弟であったが、フランク人すなわちラテン人の言葉

は未知で、その習俗は野卑で、ヘラクリウスの後継者と、平時も戦争時も、めったに結びついていなかった。世界で孤立し、ギリシア人の自己満足の誇りは外国の利点との比較で悩まされることはなかった。速度を増すように促す競争者も勝利の栄冠を授ける判定者も持たないので、彼らが競走で元気がなくなったとしても無理はなかった。ヨーロッパとアジアの諸国民が聖地への遠征で混ざり合った。ビザンツ帝国で知識と軍事的徳の弱い競争が再び燃え立つのはコムネノス朝のもとであった。(ch. 53, vi113, 4) 後の章でギボンにさらにビザンツの競争について敷衍して、全くの不変の停滞という一般的特徴を修正し、ギリシア人は柔軟に西欧の影響を受容したことを認める。

帝国の回復の努力で彼らは敵の武勇、規律、戦術を見習った。西欧の近代文学を彼らが軽蔑したのは正しいが、西欧の自由な精神は人権を彼らに教えただろう。公的私的生活の制度がフランス人から採用された。(ch. 61, vi462)

専制の有害な効果は国際的な競争によって、部分的であれ、除去しうるのである。政体よりも国際環境が大きな文化への影響を持つと認められる。

しかし東西の接触からより多くのことを学び進歩したのは、「知識、勤労、技芸」において最も遅れていたラテン人の方であった。専制国家から自由な国家への技芸学問の移植はヒュームの評論の原理には含まれていなかった。ギボンは西欧の優位を説明する。「彼らの継続的な改善と現在の優位は性格の特異な活力と活動的で模倣する精神に帰せられるだろう。これらは停止もしくは退行した状態に当時いたより洗練された競争相手には未知のものであった」(ch. 61, vi463)。西欧の自由な活力と東方の隷属的な怠惰という対比は基本的な想定である。風車、絹と砂糖の生産のような技術のビザンツからの導入の原動力は、庶民の一般的な獲得欲や虚栄心とされているので、これはピョートル改革のように専制者により強制される必要はなく、庶民の開始した企画によるものである。「最初の最も明らかな進歩は商工業においてなされたが、それは富への渴望、必要の要求、感覚や虚栄心の満足によって強く促進される技術においてだった」(ch. 61, vi463)。ギボンの叙述において進んだ文明との接触からの西欧の進歩は下からの自発的な動きとして開始した。

偉大な主権者の意志に発する設計的な国家建設としての文明化と対照的に、

この東西の文化交流と西欧の進歩は、十字軍の熱狂による意図せざる結果の一つであった。さらに西欧の文明への回復の条件としては、周辺蛮族のキリスト教改宗によって彼らの侵略から解放されたという事情もあった。ピョートル改革もそのヴォルテールの評価も教会の影響を国家が削いでいく世俗主義的傾向を持つが、ギボンの歴史理解は宗教が果たした事実上の役割にも着目する。彼はヒューム、ロバートソン、スミスに言及し、彼らの「ヨーロッパの社会の進歩」の解明を高く評価する。「ヨーロッパの住民の多数は土地に縛り付けられ、自由、所有権、知識もなかった。（中略）勤労と改善のあらゆる希望は軍事貴族支配の鉄の重みにより押しつぶされた」という封建制社会から、十字軍への参加で封建貴族の権力と富が消散したことの結果、近代の文明進歩へ移行し始めたという解釈が彼らの基本的な共通理解だった（ch. 61, vi465）²⁸⁾。封建貴族は王権を制限することによりヨーロッパを専制国家から変えた役割を持ちながら、他方で文明社会の進歩の原動力である多数庶民の生産活動を阻害するので、その弱体化と制度化が文明化の開始となるような両義的存在と理解される。西欧の文明進歩は単純な短期的計画ではなく、長期の複雑な弁証法的過程であった。

戦争の破壊性と平和の生産性という対立がギボンの歴史にあり、それからするとヨーロッパの封建制に対して、ビザンツの穏健な民心と封建制から解放された庶民の勤労は対立する。しかしビザンツの隷従に対して、封建貴族の好戦的独立と都市民の自立は同じヨーロッパの活動的精神の表れとして重なるかもしれない。共和政ローマの自由から西帝国の衰亡を経て、ビザンツの専制とヨーロッパでの自由の再生という物語が基調である。封建後のヨーロッパとビザンツの次の対比は、全巻の最後近くの結論で、ピョートルの西欧化が乗り越えなければならない東西の距離を示唆する。

ギリシア人は停止か退行しているのに対して、ラテン人は急速な進歩的な運動で進んでいた。ラテンの諸国民は独立と競争の精神で奮起し、イタリア都市の小世界でさえもビザンツ帝国の縮小する勢力範囲よりも多い人口と産業を含んでいた。ヨーロッパでは社会の下層身分が封建的隷従のくび

28) ただしギボンはスコットランドの哲学的歴史の精巧さには行き過ぎも感じていたようで、素朴な意見として、戦争よりも商業の方が望ましいことは明らかで、戦死者が本国で生産的労働に雇用されていたならば、交易、富、友好の増加でより大きな進歩を促進していたであろうと述べている(ch. 61, vi465)。

きから解放された。自由は好奇心と知識への第一歩である。(ch. 66, vii121, 2)

18世紀のロシアはギボンに歴史の多層的な構成物に見えたであろうが、その初期の基層には、ビザンツ文明の影響があり、古代史は同時代のロシア理解とつながっていた。ギボンはビザンツとの接触を「初期の急速な改善」とは誤解しないようにと読者に注意する。これは十字軍の時のビザンツとの接触が西欧の進歩に結果したと対比したもので、ロシアはビザンツの影響によって西欧のように発展しなかった。この原因はロシアが他国と交流と競争を欠いていたことで説明される。ギリシア人は「隷属的で孤立し急速な衰退に沈みつつあった」ので、彼らとのロシアの提携はあまり有益ではなかった。ギボンの説明はここではビザンツが後のラテン世界に継承伝達する古典古代の文化の重要性を強調することは選択的に避けるのだが、古代ロシアの文明化にはビザンツはやはり重要な貢献をしたのであろう。さらに彼はロシアがビザンツとの接触からさえも後に切り離されることを概観する。彼の史料はピエール・レヴェスク (Pierre Lévesque) 『ロシア史 *Histoire de Russie*』(1783年)とウィリアム・コックス (William Cox) 『ポーランド・ロシア・スウェーデン・デンマーク旅行記 *Travels into Poland, Russia, Sweden, and Denmark*』(1785年)である。

キエフの陥落後、ドニエプル川の航行は忘れられ、ウラジーミルとモスクワの大公は海とキリスト教国から切り離された。そして分裂した王国はタタールへの隷属の不名誉と盲目によって抑圧された。(ch. 55, vi173)

ギボンはこのように古代ロシアの封鎖の確立をモンゴルの征服により説明する。ローマカトリック教会と結びついた他のスラヴとスカンディナヴィアの民族は相互やローマとの交流を保持し、「ヨーロッパ共和国の自由で寛大な精神 the free and generous spirit of the European republic」を学んだ (ch. 55, vi173)。東方ビザンツの専制と隷属と対比されるヨーロッパの自由の精神がギボンの中世史の中心概念で、地理上の東欧や北欧もさらに西欧ラテン世界との接触のあるなしで細分化され、ロシアは西欧から差異化された。その後進性はモンゴル支配の野蛮性とビザンツ文明の停滞によって決定され、他国との交流を奪われて、確定した。ピョートルによる西欧化は閉ざされたこの交流を急激に拡大する試みであった。

啓蒙思想での君主政論として、ヴォルテールが君主政において政治権力が積

極的に秩序と文明を創出し推進する面を強調したのに対して、ヒュームは英国の国制を自由の完成として最も高く評価するとともに、フランスの絶対君主政も文明と両立することを、そこで法の支配の導入から評価するという二面的な理解を示した。同じ西欧の君主政の評価でも、ヒュームにおいては権力の制限、専制批判への関心がより鮮明に出ているという違いがある。ヒュームの〈西欧の絶対君主政 専制〉の対立は、前者が共和政に接近したことによるもので、背後には〈共和政 専制〉の対立が依然前提されている。この点でタキトゥスの伝統は継承されており、ギボンがローマの共和国後の西の帝国の歴史から転換しビザンツ帝国への衰退の歴史を構成するときも、この対立軸に依拠して、西欧の身分制社会の絶対君主政と共和政を自由な政体と結びつける。「ローマ帝国の衰退において、共和国の誇り高い身分区別 the proud distinctions of the republic は徐々に廃止され、ユスティニアヌスの理性が直感が絶対君主政の単純な形態を完成させた」(ch. 44, iv501)。ビザンツ帝国はブルボン朝のような法の支配による「文明化された君主政」と解釈することもできたであろうが、ギボンはあくまで専制と批判する。共和政が生成したローマ法の権利は皇帝の恣意のもと形骸化したのである。ローマや東方の専制帝国に対してあくまで西欧諸国は「混合制限政体 a mixed and limited government」(ch. 44, iv501)として区別され²⁹⁾、その体制の区別の基礎は、隷属の平等に対する身分社会の高貴さや誇りに求められている。ローマ法を集成し伝えたビザンツが専制と批判される以上、法の支配を現実に支える不可欠な自由な精神として、この貴族の高貴な精神の理解が重要であると思われる。

第3章 カラムジン ロシア啓蒙における専制による改革と都市共和国の伝統

ロシアの啓蒙思想家はピョートル改革についての西欧の評価に対して、さらに政治制度と文明進歩の関係についての比較史的な一般論に対して、どのような応答をしたのだろうか。ここでカラムジンによるピョートルとロシア史全般

29) 英国だけでなく、フランス絶対君主政についてさえ、ギボンは「自由の名残が5,000人の貴族の精神、名誉さらには偏見によって生きて保存されている」(ch. 44, iv501)と認めており、西欧の絶対君主政も広義の制限政体の伝統に含める。

についての認識を検討しよう。彼は穏健な保守的傾向をもったロシア啓蒙の代表的著述家である³⁰⁾。通説では彼は西欧化された世界市民として出発したが、後世保守主義に転向したとされることが多い。しかし彼の著述は、同時期であっても、一見矛盾するように見える言明を含んでいて、解釈が必要であろう。

1 ピョートル改革と啓蒙 『ロシア人旅行者の書簡』(1797年)

19世紀に「啓蒙専制」と呼ばれるようになる概念によりながら、カラムジンがピョートルとルイ14世を対比している文書から始めよう。

精神と達成の偉大さにおいて両雄は全く不釣り合いだ。ルイの臣民は彼に栄光を与えたが、ピョートルは彼の臣民に栄光を与えた。前者は啓蒙の成功を部分的に容易にしたが、後者は光輝を放つ神のように人類の地平線に登場し周りの深い闇に光を当てた。(242/L232)

両者ともに「啓蒙専制」であるが、カラムジンはロシアとフランスの社会的状況の相違を明らかに認識していて、フランスでは民衆がルイの啓蒙政策を支援したのに対して、ロシアではそうした下からの協力は不可能で、ピョートルの個人的な率先指導が決定的である分、絶対主義の度合いがより高いと見ていたと言えるだろう。

こうして自国の君主を優位に賞賛するのだが、ロシアの啓蒙文明化の道程は西欧化しかないことを進んで認めている。カラムジンはここで単一の啓蒙の普遍性を信奉するコスモポリタンである。ピョートル改革を単なる猿真似とする非難に答えて、彼は「諸民族に教育や啓蒙の道は一つしかない。諸民族は順にその道を追っていく。外国人はロシア人よりも知性的だったので、彼らから借り、学び、彼らの経験を利用することが必要だった」(307/L293)と反論する。この比較的単純な啓蒙の楽観論はこれまで見てきたなかでヴォルテールに近いように思われる。船舶、軍隊、学院のような先進技術、学芸、制度の移入を啓蒙として理解し、これらの文物は異なる歴史的伝統や政治体制にも移植でき、そこでの生活を改善すると想定されるのである。

こうした啓蒙計画の是認の基礎にはロシアの反動的ナショナリズムを超えた

30) カラムジンの文学的研究は藤沼貴『近代ロシア文学の原点 ニコライ・カラムジン研究』れんが書房新社、1997年を参照。

広いヨーロッパ的な感情がある。彼はロシアを西欧の一員として含ませ、世界市民的な人道主義と国民性の改善可能性を次のように詳述する。

ロシアを除いたあらゆる国で学芸が既に栄えているヨーロッパに生まれたので、彼〔ピョートル〕は私たちから人間理性の成功を覆い隠しているペールを剥ぎ取り、「見よ、彼らと比べよ、そしてできるならば彼らを超えよ」と言いさえすればよかった。ドイツ人、フランス人、イギリス人は少なくとも6世紀ロシア人に先行していた。ピョートルは私たちをその強力な頭脳で動かし、数年で彼らにほとんど追いついた。ロシア的性格への裏切り、ロシアの道徳的人相学の喪失についての哀れな悲嘆は、冗談に過ぎないか誤った不完全な見方に基づいている。私たちは髭を伸ばした祖先とは同じではなくもっとよくなっている。外面と内面の粗雑さ、無知、怠惰、退屈さは高位の身分の運命だったが、私たちに理性の洗練と高貴な精神的快樂へのあらゆる道が開けている。国民的なものは人間的なものの前では無意味である。最重要なことは人間になることでスラヴ人になることではない。人間によいことがロシア人に悪いはずがない。イギリス人やドイツ人が人間の使用と利便のために発明したものは私のものである。なぜなら私は人間だから。(308/L294)

ここで確認すべきはカラムジンの西欧化支持が拜外一辺倒の流行を背景としたものではなかったということで、啓蒙は既に反動的なナショナリズムに敵対者として直面したうえの選択であったということである。恐らくはナショナリズムの道徳主義に対抗する必要からか、ここで啓蒙は感覚的な快樂の満足よりも道徳的、精神的な改善としてイメージされていることに注意したい。このようにして解放的な効果という点でロシアの啓蒙は限界づけられていたとも言える。

世界市民的な啓蒙の観点からカラムジンは風刺されたピョートルによるロシアの習俗の性急な西欧化も弁明する。習俗の変化は必要なので、皇帝による衣装や髭への介入は正当化されるのである。生活の快適さと便利さで改善をもたらすためだけでなく、つまらなく見える習俗までも変えることで、より重大な西欧の先進技術・制度の受容を容易にしようとした。

ピョートル大帝はあらゆる方法で精神を啓蒙しようとした。君主は古来の習慣に宣戦した。その第1の理由は習慣が粗野で

彼らの時代に値しないから、第2の理由は習慣が他のもっと重要で有用な外国の革新を導入する妨げとなったからだ。言わば、ロシア人の頑固な首根っこを直ちにへし折り、もっと柔軟で学び適応できるようにする必要があったのだ。(307, 8/L294)

この引用文では民衆の啓蒙への受容性・自発性を高める目的が言及されるが、しかしその手段が強制であることは矛盾している。「古来の習俗への戦争」は改革が一方向的に暴力的に強制されたことを意味する。カラムジンはロシア人の反啓蒙的性向から上からの啓蒙の強制を正当化するので、啓蒙を支持する国民の不在を前提にしている。彼はピョートルがいなくてもロシアの啓蒙は可能であったという議論に反論する。ピョートルなしの啓蒙という想像はロシアの民衆の実像に無知な楽観論と思われたことだろう。ロシアの啓蒙が専制権力に依拠していたことは、啓蒙への社会的条件の欠如、啓蒙の困難さと表裏一体であった。

私たちの頑迷な無知を征服するのに君主にかからなかったどんな労苦があったろうか。ロシア人は啓蒙される性向や準備を欠いていた。(中略)ロシア皇帝の執拗な実際的な意志と無限の権力のみがそうした急激な変化を生み出せた。他のヨーロッパ諸国との交流は困難であり自由ではなかった。ヨーロッパの啓蒙はロシアにごく微かにしか働かなかった。私たちの主君が20年で成し遂げたことに、通常の強制的でない物事のコースによれば、2世紀を要したであろう。(308, 9/ L294, 5)

このように西欧の先進国からの距離と時間的効率性の要請も内発的でない強制的な啓蒙を強いた要因であった。ここではヒュームの国際交流・競争の原理が適応されていて、通商や連合の国際関係による文化の進歩を阻害したロシアの孤立した地理的条件が指摘されている。

これまで見てきた普遍的な啓蒙のロシアでの計画の特異性の説明は、非常に問題をはらんだものであることが明らかであろう。皇帝の栄光を賞賛するほど、啓蒙の計画への社会的支持の欠如が露呈する。ヒュームにおいて中産層の生産活動が担った進歩の歴史的原理と対照的に、啓蒙の計画は民衆の基盤がなく、ロシアを啓蒙されたエリートと民衆とに分断した。

以上のピョートル論は『ロシア人旅行者の書簡』でパリで出会ったフランス

人のロシア史家レヴェスクへの反論という形で展開されている。ロシアの現実を踏まえた上での、ロシアの西欧化の問題への応答を、レヴェスクのロシア史ではそれがまだ実現されていないと見たカラムジンの提起するロシア史の構想に求めていくことができるだろう。これはロシア人の後進性の問題、皇帝専制の歴史的説明や啓蒙の強制で分断された国民意識を啓蒙と両立するように構成する課題と要約できるだろう。

カラムジンはレヴェスクも含めたそれまでのロシア史への不満を述べている。

今日まで私たちはよいロシア史を有していないと言っても公正だろう、つまりそれは哲学的精神、批判的研究のための照合史料、高貴な雄弁を備えていなければならない、タキトゥス、ヒューム、ギボン これらがモデルである。(306/L292)³¹⁾

カラムジンの挙げた3要素は西欧からの啓蒙の歴史学の受容を示唆するもので、「哲学的精神」は社会経済の構造的な長期変化に着目した社会進歩の近代の哲学的歴史とともに古代のタキトゥスの歴史叙述の心理性格への洞察を意味する。「批判的研究のための照合史料」は詳細な注に示される史料の批判的分析による歴史的真理を探求する学識(erudition)である。「高貴な雄弁」は政治的活動の新古典主義的な叙述で、未来への先見性など道徳的教訓を読者に植え付ける。これらの要素から構成される啓蒙の歴史叙述をカラムジンは受容し、ロシア史において実践しようと試みるであろう。

ピョートルの啓蒙計画の問題から、カラムジンのロシア史の構想に目を向けると、それはスコットランド啓蒙が明らかにしたような民衆の成長による社会進歩がロシアでは不十分であった原因を説明することが期待されよう。また皇帝権力が西欧の絶対王権と異なる専制になった原因も説明するものと想像される。これはロシアと西欧の差異の歴史的説明となるだろう。さらに啓蒙による習俗の変化によって分断された社会に、啓蒙と両立する形で統合を構成する必

31) 古典古代に次ぎブリテンの歴史家を模範とする文化圏にカラムジンのロシアも属していたことは次の評言を参照。「一国が最良の小説家と歴史家を生んだことは注目すべきことである。リチャードソンとフィールディングはフランス人とドイツ人に人生の歴史として小説を書くことを教えたのに対して、ロバートソン、ヒューム、ギボンは歴史に最も興味深い小説の魅力を注入し、さらに活動の知性的な配置、冒険と性格の生彩ある描写、思考、文体も加えた。トゥーキユディースとタキトゥス以来ブリテンの三大歴史家に匹敵するものはいない。」(432/L448)

要もロシア史には求められるだろう。この国民意識の創造は歴史叙述の「高貴な雄弁」が果たすものであろう。これが、啓蒙の世界市民としてロシアの国民の守旧的頑迷さに挑戦した同じ書簡で、困惑させるほど愛国的な歴史家の姿勢も示す理由なのであろう。ロシア人でないレヴェスクにロシア史が書けるか懐疑的で、「ロシアは彼の母国ではない、私たちの血は彼の血管には流れていない。ロシア人が持つような感情をもって彼はロシア人のことを語れるだろうか」と問い、書かれるべきロシア史の主題として「ロシア人の独自性、私たちの古代の英雄の性格、傑出した人々、真に興味深い出来事」を求めている(306, 7/L293)。この愛国的主題は啓蒙の目的と並存していることを認めるべきである。先述したように、世界市民から愛国者へと時代による変化した二つのアイデンティティを隔離するのは誤りであろう。むしろ彼の祖国愛への傾向は一つの世界市民的啓蒙のロシア的な語調なのであろう。彼は反啓蒙の国民意識を創造する意味のナショナリストの史家ではない。啓蒙の近代化が受け入れる目標であって、それが彼の判断基準をなし、守旧的な習俗への国民意識は排除され、国民の統合は「卓越する競争」で生存するための手段であった。彼はロシア史の西欧との通約性を差異よりも強調し、それは外国人読者にも一般的な意義を持つと確信していた(306/L293)。

2 ピョートル以前のロシア史の創造 『古代・近代ロシア論』(1810 - 11年)と『ロシア国家史』(1816 - 29年)

ピョートルの改革への批判

ナポレオン戦争とアレクサンドル1世の改革を背景とした後年のカラムジンの歴史叙述と評論に彼のピョートル評価の修正を見ることができる。彼のピョートルへの評価は重要な点で変化している。第一にその改革はそれほど画期的であったとは評価しなくなり、むしろロシア史に西欧化の連続性を見出そうとするようになった。ピョートル以前からロマノフ朝は西欧に接触し、制度や習俗を取り入れていたことを認めたカラムジンは、西欧の先進的な「啓蒙」がロシアの軍事・外交・教育・習俗に影響を与え続けていたことに「この変化は徐々に静かにほとんど知覚できないほどに自然な進化で、激動も暴力もなく生じた。私たちは借用したが、それはまるで意図しないかのように、外国のものを固有のものに適應し、新しいものを古いものに混ぜた」と述べ、漸進性を強

調する(120/M153)。この長期の改革の歴史は以前評価したピョートルの急激な改革への批判となる。同時にここでロシア史はヨーロッパと対立するのではなく、ヨーロッパ史の一部として考えられていることに注目しなければならない。さらにカラムジンはゼロからロシア国家を創出した名誉をイヴァン1世と3世に移し、恐らくはヴォルテールのようなピョートル評価を指して、「私たちロシア人が、歴史を念頭に記憶しながら、無知な外国人の意見を確認し、ピョートルが私たちの政治的偉大さの創始者であったなどと言うだろうか」と問い掛ける(121/M154)。

カラムジンの習俗についての認識は第二のピョートル評価の変化を示す。ロシアの古来の習俗への攻撃を啓蒙の前提として受け入れていたが、今や彼は古い固有の習俗と西欧の知識の啓蒙を分けて、両者が両立可能であると主張する。「二つの国家は、慣習が異なっても、同じ水準の啓蒙の上に立つことができる。国家は他国から有益な知識を借りても、その習俗を借りる必要はない」と説くとともに、暴力的な習俗の変革に反対し、模範による習俗の洗練を求めている(121, 2/M154, 5)。この変化は啓蒙への反逆ではなく、啓蒙をロシアにより受け入れやすいものとする試みと解釈できる。習俗の強制への反対で君主と人民との「原初契約」の概念が援用されているのは興味深いが、国民にとっての習俗の重要性の理解が以前よりも進んだと言えるだろう。

第三に皇帝権力についてのカラムジンの理解の進化を加えることができる。彼は90年代には絶対主義権力の自由なダイナミズムをナイーヴに肯定していたのだが、今はその権力の社会的な制限に着目するように変化した。民衆の習俗への愛着と啓蒙の普遍理論との間には大きな隔たりがあるので、カラムジンは習俗の改変を含めた包括的改革が民衆にそれを受容するように強制するために暴力を行使するに至ることを懸念するようになったのである。

国民の性向、習慣、思想は未だに強力で、ピョートルは、想像では思想の自由を好んでいながら、あらゆる専制の恐怖に訴え、臣民を抑制しようとした。しかし彼らの忠誠は実は疑いもなかった。(124/M156)

したがってカラムジンは「啓蒙専制」の思想に懐疑的であったのであり、啓蒙の激しい計画は自由を抑圧する専制に政府を追い込むと理解していた。彼の専制批判は法の生成についての啓蒙思想の社会学的理解に関連していた。彼によ

ればピョートルは専制君主よりも法の理解で優っていた。

ピョートル大帝はまた外国の文物を好んだとはいえ、例えば、スウェーデンの法律を単純に取り入れ、私たち自身のものと呼ぶように規定しはしなかった。なぜなら彼は一国民の法はそれ自身の思想、慣習、習慣、特殊情況の結果であるにちがいないと知っていたからである。

(184, 5/M195)

しかし、カラムジンにとって、ピョートルによる政治制度の導入は制度の恣意的な名称変更だけで、表面的な模倣にとどまった(122, 3/M155)。よって新制度の移植による啓蒙は主権者の意志だけでは達成するのは困難であるという認識に至ったと考えられる。

第四の変化は彼のアイデンティティの重点が世界市民から国民共同体へ移行したことである。ピョートル改革はカラムジンにとってロシア国民を分断したことが問題であった。新しい慣習が広く定着するには時間を要するので、その啓蒙の改革は貴族()に限られていたため、結果として貴族を下層民にドイツ人のように見えるように変容させてしまった(122/M155)。さらにカラムジンは、「啓蒙がもたらした洗練と奢侈の人間的な徳

は、公民的な 徳の犠牲を伴った」と言うとき、ロシアの古来の正教の「聖なるロシア」と共和政都市の伝統による祖国愛を喚起していた。ここで国民意識は「国家の諸階層の兄弟のような国民的一致」と表現されている。そして明言的な世界市民批判を「私たちは世界市民になったが、ある点でロシア市民でなくなった。この失敗はピョートルのせいである」(123,4/M156) という評言に読める³²⁾。これは啓蒙の人道主義的な社会的徳を腐敗として否定するわけでは必ずしもなく、啓蒙の社会的政治的効果についてより距離をおいた見方を取るようになり、その問題も認識するようになったということであろう。

ロシア史における「主権」の確立

ピョートル評価の変化をもたらしたカラムジンのロシア通史の認識変化に次

32) 啓蒙の時代からソ連に至るまでの包括的なピョートル像のロシアにおける変遷については、次を参照。Nicholas V. Riasanovsky, *The Image of Peter the Great in Russian History and Thought*, New York and Oxford: Oxford University Press, 1992.

に目を向けよう。カラムジンのロシア史観において、西欧化を目的とした啓蒙の計画はロシアの国民性にとって代わるものではなく、ロシア史の近年の一段階をなすに過ぎなかった。彼によればロシア史の発展は次の三段階に大別される。

初期の歴史はリューリクからイヴァン3世まで、中期はイヴァンからピョートルまで、近代はピョートルからアレクサンドルまでである。

分封地 制度が第一期の特徴で、統一権力 が第二期、文明的な慣習の変化が第三期の特徴である。(i138/F123)

この概観からすれば、啓蒙の世界市民主義はロシアの歴史的アイデンティティの変遷のなかの一時的な様相にすぎない。さらに実際カラムジンの19世紀初頭の国民意識はピョートルの時代から遠ざかっていたであろう。彼の国民意識の成長は「国民は常に模倣から始めるが、やがて『私は道徳的に存在している』と言えるようにそれ自身になるべきである」(86/LC111)という意見から伺える。

カラムジンのロシア史の時代区分は封建制、絶対君主政、同時代の啓蒙への西欧の啓蒙の歴史家による時代区分と大きく違うものではないが、西欧では絶対君主政と啓蒙はより重なるであろうし、ヒュームのイギリス史では絶対君主政の次に名誉革命による自由な国制の完成が来るであろう。カラムジンの史観では、ロシア史の最も重要な画期は第三期ではなく、第二期への移行期、つまりイヴァン3世の時代で、ロシア史の主題は国家の主権の成立であった。イヴァン3世の治世はヨーロッパの近代国家システムの生成期と重なり、カラムジンはイヴァン3世の叙述をヨーロッパのコンテキストに置くように意図している。

これらの二つの発見[インドとアメリカへの交易路の発見]がヨーロッパを豊かにし、その航海を拡大し、生産活動、知識、奢侈、文明生活の快適さを増大し、強国の運命に強い影響を与えた。政治はより狡猾で賢明で複雑になった。(vi186)

「狡猾」な政治は国家理性によるタキトゥス主義のヨーロッパ政治をとらえていて、それとロシアの統一国家の形成は結びつけられている。ピョートルの急進性と比較して、イヴァン3世の「慎重さ」に着目し、「イヴァンはロシアをヨーロッパ共通の国家システムに入れ、文明諸国の技術を導入しながら、新た

な慣行の導入や国民の道徳的な性格の変更は考えなかった」と評価している (vi189, 190)。カラムジンの史書は『ロシア国家の歴史』であって、彼の主な関心は啓蒙を目的とした国家主権の生成に集中している。ロシアの英雄の冒険など独自性への祖国愛のレトリックがある一方で、彼の歴史叙述は主権への自然法学的な服従に還元でき、人民は主権者の啓蒙への計画を支持するように説得される。

「専制」と一般的に言われるロシアの皇帝権力の特徴がカラムジンにおいてどのように把握されていたか、ここで考察しよう。ヨーロッパの通説通り、東方の帝国は、ヒュームのトルコ、ロシア³³⁾やギボンのビザンツのように、西欧の君主政と区別された専制と認識されていた。こうした東方の専制としてのロシア理解に対して、カラムジンはロシア国家の権力をむしろ封建的な無秩序を克服した主権、すなわち啓蒙の「文明化された君主政」と表象しようとしている。この権力を表す彼の中心的な政治用語はロシア語で *самодержавие* で、英語では despotism と区別して autocracy と訳されている³⁴⁾。カラムジンはロシアのこの権力は法の支配を保持し貴族と提携するモンテスキューの君主政であるとみなしている。この権力の原義は他のいかなる権力からも独立した主権であり、ここでは「主権的権力」と訳しておく。この用語のもう一つの含意はこれと関連した用語 *самовластие* によって示唆されている。これは monocracy と英訳され、ロシアの多様な民族と広大な領土への「単一支配権力」を意味する。カラムジンの理解では、皇帝は貴族の領地への権利を支持しながら、国制によっては拘束されず、その権力は決して分割されない。この権力は多元的な権力の分立に対立し、後者は彼には内乱の無秩序に他ならなかったであろう。

ロシアの「主権的権力」が東方の専制と制限君主政と異なることは、カラム

33) ヒュームはホイッグの古来の国制論批判のレトリックとしてチューダー朝国家を専制とみなしロシア・トルコの東洋の専制に類比し、エリザベスの衣装への介入をピョートルのそれになぞらえた (Hiv358, 360, 364) が、他方で彼はエリザベスの統治は「専制的な東方の君主政」ではなく、貴族の「中間権力」により抑制され「ヨーロッパ的な方法で」行われていたと認める (Hiv370)。

34) ここで次の分析に依拠している。Richard Pipes, 'The Background and Growth of Karamzin's Political Ideas Down to 1810,' in his (ed.), *Karamzin's Memoire on Ancient and Modern Russia*, Ann Arbor: The University of Michigan Press, 2005, pp. 59-63.

ジンのアレクサンドル1世への提言に明言されている。

あなたは法によってあなたの権力を制限してはならない。（中略）彼をして有徳に支配させよう。彼をして臣民を善に慣らさせよう。こうして彼は有益な慣習，原理，世論を生み出し，それらはどんなはかない形式よりもはるかに効果的に未来の主権者を正統な権威の範囲内に保つだろう。（166/M139, 140）

「はかない形式」というのは立憲的な制度による制限への批判である。ここでカラムジンはエリザベス1世の専制支配の人気を彼女が当時の慣習を尊重したことに帰して説明したヒュームに近いように見える。カラムジンによるロシア皇帝の権力の正当化はそれを西欧の啓蒙の歴史叙述の君主政概念にすり替えることでなされていると言えよう。彼がロシアの専制の政治的伝統を創造したのは、西欧の制度についての言説をロシアの状況に適應させることによってであった。

法や憲法によらない君主権力への倫理的な制限は確實性を欠くように思われるが、カラムジンは国家理性による君主権力の道徳からの解放を実際に批判していて、「道徳は個人だけでなく、君主にも存在する」として、君主の行為規則が共通の法となることを要求し、君主による政敵の暗殺を「政治社会のつながりを破り、永遠の戦争、無秩序、憎悪、恐怖、疑いを設定し、これらは安全、平安、平和の社会の目的に反する」と述べている（vi133）。

ロシアにおける共和主義の伝統

次に「主権的権力」を主とすれば、もう一つの彼のロシア史の重要な概念である「共和政的な自由」についての彼の両義的な認識に考察を移そう。これは封建制や自治都市の伝統と結びついている。

分封地制度はカラムジンの理解ではヨーロッパの封建制度と同様であって、彼は「その時代の共通の災い、ゲルマン諸民族によりヨーロッパに伝達された災い」（144/M105）と呼んでいる。彼は封建制度がロシアにも存在したことを認め、その破壊的な効果を強調し、その弊害の解決として主権的権力への集中の必要を説得する目的に用いている³⁵。これはヒュームなどが提起した、封建諸侯の私的暴力による無秩序を克服する政治権力の必要に依拠したチューダー朝絶対主義の是認に対応する議論である。しかし中世都市を諸侯の犠牲者とし

て叙述し前者を後者から保護する役割を絶対王権に与える啓蒙の巨視的な叙述と異なり、カラムジンのロシア史では諸公の内戦が強調され、それと自治都市の共和主義が無秩序の原因として一つにくられ、それらに君主権力が対抗している。分封地を持った諸公の間の騒乱が貴族や民衆の諸公への服従を弱め、民会（ ）を備えた中世都市はその共和主義的自由を反乱に乱用した結果、国家の統一的な政治秩序の崩壊から弱体化し、モンゴルによる征服で国家と国民の自由はともに失われることになる」と述べられる（144, 146/M105, 109）。「共和主義制度」（146/M109）の存在が認められているのだが、その失敗が主権的権力の確立の展開への歴史的な根拠となるという、否定的な使われ方をしている。封建的な混乱が絶対君主政により克服され文明化に向かう西欧の啓蒙の進歩からロシアが逸脱したのは、封建的分裂により遊牧民の支配を受けたことに求められている。モンゴルのくびきからイヴァン3世までの政治発展の概観は、彼が多くの公や自治都市を統合し、市民の自由を破壊し、モンゴルからの独立した権威を高めていく過程だった。この歴史の結果はモスクワ公国の絶対的な統一権力（ ）の達成であった（v200）。

こうしてロシア国家を弁明する大きな歴史観からは、カラムジンでは自治都市の共和主義の伝統は否定的に評価されていて、ヒュームやギボンに見られた近世の憲政的自由につながる封建法や都市自治体への評価を含んだ封建制への両義的な理解は見落とされそうなのだが、しかし部分的には随所で民会による都市共和国の自由への肯定的な言及も見出される。そこには古代ローマからのヨーロッパの共和主義政治思想の伝統が受容されている。

イヴァン3世による1477年のノヴゴロド征服の叙述で、カラムジンはそれ以前のこの都市の歴史を次のように記述している。

ノヴゴロドがイヴァンに服従したのは、6世紀以上にわたってロシアとヨーロッパにおいて人民の国家、もしくは共和国として知られ、実際に民主政の形態を取った後であった。なぜならば民会は立法権だけでなく最高の執行権も自己のものとしていたからであり、市長官と千

35) ヨーロッパ的な封建制をロシアに否定し、「東洋的専制君主」を見出し、長子相続制の欠如により世襲貴族が皇帝に対抗する中間集団に成長しなかったことにその理由を求める説明を同時代のスコットランドの William Richardson, *Anecdotes of the Russian Empire in a Series of Letters Written, a Few Years Ago, from St. Petersburg*, London, 1784, pp. 364-369, 373, 4. は与えている。

人長だけでなく、大ヤロスラフの特許状を引き合いに出して公をも選
び交代させた。民会は彼らに権力を与えたが、彼らの権力を自己の至
高の権力のもとに服従させた。民会は訴えを受け重要な事件で裁き罰
した。民会はモスクワの君主と、イヴァンとさえも、相互の誓約で強
化された契約を結び、そしてその違反の場合には復讐か戦争の権利を
保持していた。一言で言えば民会は、マールスの野でのアテネ人民か
フランク人の集会のように、支配し、国王と呼ばれ、ノヴゴロドを代
表する顔であったのである。(vi73, 74)

さらにこの民会を中心とした政治制度を彼は次のように敷衍する。

ノヴゴロドの政治制度は人民がともに戦争と司法のために高官を選び、
監視し、不適格な場合には罷免し、裏切りや不正の場合には罰し、共
通の会議ですべての重要な特別事項を決定する権利を保持した。

(vi74)

この共和主義の制度は政治的権利を保持した都市の住民の身分制度と結びつ
いていた。カラムジンによれば、最上位にいたのが、地主 = 戦士
であり、貴族 と市民 に細分化されていた。第二に商
人、第三に下級市民、第四に自由だが貧しい庶
民がいた。市長官と千人長は貴族からのみ選出され、他の高官は地
主、商人、下級市民から選出され、庶民は関与できない。民会の判決には庶民
も参加できるというものだった(vi74, 75)。

このようにある程度複雑な制度を備えていた都市としてカラムジンは記述し
ている。それとともに、制度を支える共和主義の精神として、「共和国は徳で
保持され、徳なしでは滅ぶ」という格率を主張し、ノヴゴロドの衰亡を商業の
発達と富による勇武の衰退に帰している(vi76)。ここからローマの歴史によ
る共和主義政治思想の伝統がロシアでも受容されていたことが理解できよう³⁶⁾。

以上の共和主義をロシアのいくつかの都市の伝統として評価し、その喪失を
一定の愛惜をこめて叙述しながらも、カラムジンはその反乱や無秩序的傾向を
重視するのであって、それを克服したモスクワ主権国家の発展が彼の歴史叙述

36) 東洋やビザンツの都市に「自由な、自治権をもつ都市共同体の成員たる市民という社会的
タイプ」の欠如を指摘したアーロン・グレーヴィチ『中世文化のカテゴリー』川端香男里・
栗原成郎訳、岩波書店、1999年、309頁に沿った通常のロシア理解と、カラムジンは対立する。

のライトモチーフである。次のイヴァン3世によるノヴゴロドの併合の叙述を、共和政都市と主権国家についての彼の結論と見ることができよう。

ノヴゴロドは民主的統治，一般的な商業の精神，さらに文明化したドイツ人との関係を持っており，モンゴル支配に打ちひしがれた他のロシア人とは気高さにおいて異なっていた。とはいえ，しかし歴史はイヴァンの知恵を称えなければならない。国家的な知恵が彼に命じたのは，部分の全体への確固たる統一によりロシアを強化し，ロシアが独立と偉大さを得るようにすることだったからである。(vi76)

結論 啓蒙の計画と共和主義の専制批判の伝統

ピョートルの啓蒙の計画については，ヴォルテールや前期のカラムジンのように専制権力による文明化の強制を評価する意見があった一方で，当該国の政治制度や歴史伝統に関わりなく文明化の進歩が可能であるという評価に対しては懐疑的な姿勢が残っていたことは，ヒュームやギボン，後期のカラムジンに見られた。「啓蒙専制」という言葉が啓蒙の時代にはなかったことも啓蒙の計画への懐疑の通用を裏付ける。この懐疑の背景には，古代ローマから継承した，共和政の自由と専制を対立させる根強い伝統的な思考枠組みがあったことと思われる。創造的な文明の生成は，言論の自由を実現する法の支配を伴う自由な体制の下でのみ可能であるという理解である。

カラムジンは民会など身分制度と連結した共和政の制度を示しており，これはイヴァン4世の暴政批判とともに，デカプリストに受け継がれていくのであるが，このロシア都市の自由の伝統をロシア史全体の構想には生かせなかった。モスクワ大公国と帝政ロシアの「主権的権力」は西欧の「君主政」と等値で，「専制」ではないと区別しても，それが歴史上無秩序の克服・統一を目的として形成されたと説明している以上，絶対権力への抑制の契機は弱まり，「専制」との区別が明確ではないことは否定できない。タキトゥスが叙述した共和政的自由の欺瞞により隠された偽善的な帝政ローマのように，「啓蒙専制」による文明化には専制を偽り隠す偽善的な側面もあったことを否定することはできないようである。

ブリテンの歴史家とカラムジンの相違点をまとめておこう。最初にヒューム

とギボンの共和主義は彼らの時代の国制に具体化されていたが、カラムジンは古代からの共和主義の遺産を分封公と同列に無秩序的とみなし、制約から自由な「主権的権力」を支持し立憲君主政の導入に反対した。ヒュームとギボンは封建制を、野蛮な戦争状態と批判しながら、立憲的自由と結びつけ、封建制の遺産が自由なヨーロッパを東方の専制国家と区別するとした。カラムジンは分封制にそうした自由の起源を求めなかった。彼の「主権的な権力」は政治的自由と対立し、その体制には「君主に対決する法的な手段はなかった」(v199)。ブリテンの国制を導入することへの彼の反対は、異なる社会条件の理解に基づいていて、司法の相違について「主権者が裁判を法廷にゆだね裁判官を監視しなければ、ロシアは正義を持たなくなるだろう。ロシアはイングランドではない」(203/M197) と述べている。

次にカラムジンは自由な都市の市民を封建的な諸公の犠牲者とはみなさなかった。彼にとって両者はともにロシア国家の障害で、彼の主な関心は国家の権威に集中し、法と商業の文明史を断片的にブリテンの社会進歩の歴史叙述から借用することはあっても、商業都市で皇帝の保護により民衆の自由が成長する物語は中心主題をなさない。ただし本論で強調したように、都市の共和主義の精彩ある叙述が示すように、彼も共和主義の伝統を受容していたことは、保守的な専制主義者という通説から自由になるためにも、再度指摘する必要があるだろう。

第三にカラムジンは祖国愛を共和主義から皇帝権力へ移した。古代の政治学の伝統では祖国愛は市民の政治参加、暴君への抵抗を意味した。この祖国愛の共和主義的理解は皇帝への服従に変容した。19世紀のカラムジン受容に重要なことだが、彼の史書は啓蒙の史書が意図しなかった政治的役割をロシア国民に果たす要素を含んでいたことになる。古代の英雄的行為や習俗のセンチメンタリズムの叙述は、読者に過去の出来事をほとんど追体験させ、偉大な事績と苦難の集合的記憶を提供しうるもので、その上に国民の尊厳を構成することが可能であっただろう。このような意味で彼は「歴史は諸国民の聖なる書物である」(i131/F117) と述べているのかもしれない。この引用文で「国民」は複数形であることが彼の国民意識は排他的なものではないことを示唆している。

カラムジンにおいて歴史を通して形成されてきた国家の概念は個人の幸福を犠牲にするものではなかった。個人の快樂とその満足のための有益な改善とい

う啓蒙の世俗的な価値観を基礎に国家は考えられていた。

最良の哲学は人間の義務を人間の幸福に基づける哲学である。そのような哲学が私たちは自国に有益なものを愛するべきだと私たちに言うのは、私たち自身の幸福がそれから切り離せられないからである。その哲学は国の啓蒙は私たちに生活の多くの満足を提供してくれると言うだろう。(82/LC108)

したがって彼の前期の啓蒙に対して、後期に歴史的なナショナリズムを読み込む解釈とは別の統一的な理解が可能であろう。歴史的な想像力で創造されたロシア国民はピョートルがかつて単独で試みた啓蒙の計画に参加することが期待されたのである³⁷⁾。

(つのだ・としお 武蔵大学人文学部教授)

37) 本論は成城大学経済研究所ミニ・シンポジウムでの報告に加筆修正したものである。発表の機会を頂いた研究所の先生方に謝辞を表します。

都市共和国の伝統を継受する専制帝国
啓蒙の歴史叙述とビョートルの改革 (研究報告 55)

平成 22 年 12 月 20 日 印 刷

平成 22 年 12 月 25 日 発 行

非売品

著 者 角 田 俊 男

発行所 成 城 大 学 経 済 研 究 所

〒157 8511 東 京 都 世 田 谷 区 成 城 6 1 20

電 話 03(3482)9187 番

印刷所 白 陽 舎 印 刷 工 業 株 式 有 限 公 司
